

多目的ホール設備管理業務 仕様書

1 業務の範囲

宇都宮市立南図書館多目的ホール舞台・照明・音響の各設備及び関連機器等の操作・管理にかかわる業務とする。

2 業務の内容

(1) 基本業務

舞台関連設備の運行に関わる下記の業務を基本業務とするが、その他、利用者に対する軽易な支援等は、業務として取り扱うものとする。

ア 舞台に関すること

- (ア) 舞台機構及び機器の操作・指導・管理
- (イ) ピアノ発表会・講演会等開催時の看板等簡易な吊り物・演壇・ピアノ・台類のセッティング及び指導

イ 音響に関すること

- (ア) 音響設備及び機器の操作・指導・管理
- (イ) 大会・講演会等開催時のマイクのセッティング
- (ウ) ピアノ発表会・講演会等軽易な催し物の司会者、講演者等の音声のハウリングの調整及び軽易なミキシング
- (エ) ビデオプロジェクター等の基本的なセッティング及び指導

ウ 照明に関すること

- (ア) 照明設備及び機器の操作・指導・管理
- (イ) 大会・講演会等の白色の基本照明にかかわる操作及び軽易な器具の操作
- (ウ) 催し物の進行表に基づく操作卓のフロップー等の打ち込み及び指導

エ その他

- (ア) 上記に掲げるものに付随し、必要と認められる操作及び指導
- (イ) 利用者との事前打合せを行うこと（使用器具等）
- (ウ) 軽微な修繕及び設備の点検・整備（簡易清掃を含む）
- (エ) 利用者の希望により施設設備の運行操作を利用者が行う場合、指定管理者は、当該設備に適合した使い方をするよう指導監督する。なお、この場合、安全管理上支障のある場所への利用者の立ち入りについて、必要に応じて制限すること。
- (オ) 利用者が客席に特別な設備を設置したい旨を申し出たときは、次のものを認めることとし、安全対策について指導すること。
 - a ミキサー卓，調光卓
 - b テレビカメラ
 - c スライド及び映写機
 - d ケーブルの敷設
 - e その他多目的ホールの運営上支障がないと認められるもの

- (カ) 火器類の持ち込みによる火災及び盗難防止等について指導すること。
 - (キ) 宇都宮市立南図書館にある器材を使用し，多目的ホール以外の各諸室において集会行事等を行う場合，基本的なセッティング及び指導を行うこと。
- (2) 業務の範囲外とするもの
- ア 特別な技術・作業を要するもので，長時間の拘束が必要となるもの。ただし，市の主催・共催事業を行う場合を除く。
 - イ 録音・再生の操作
 - ウ 持ち込み舞台道具・音響・照明の仕込み及び操作
 - エ センターピンスポットの操作
 - オ ビデオプロジェクター，その他持ち込み機器の操作
 - カ 持ち込み物品等の管理・撤収

3 人員の配置

- (1) 指定管理者は，多目的ホールの運営に支障がないよう，舞台・照明・音響設備及び機器の操作，管理等全般にわたり専門的かつ高度な知識と技術を有する者を配置すること。

4 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては，施設の安全に配慮するとともに，その機能が十分発揮できるよう努めること。
- (2) 業務を迅速かつ的確に履行するだけでなく，施設の公共性を考え，利用者に親切かつ誠実に対応すること。
- (3) 多目的ホールの予約状況及び使用内容を常に把握するよう努めること。
- (4) 多目的ホールの運営に支障がないよう，機器の損傷等の早期発見に努めること。
- (5) 舞台の備品，消耗品の確認及び火器の点検を行うなど，ホールの安全管理に努めること。
- (6) 業務中に事故が発生した場合は，速やかに市に報告すること。